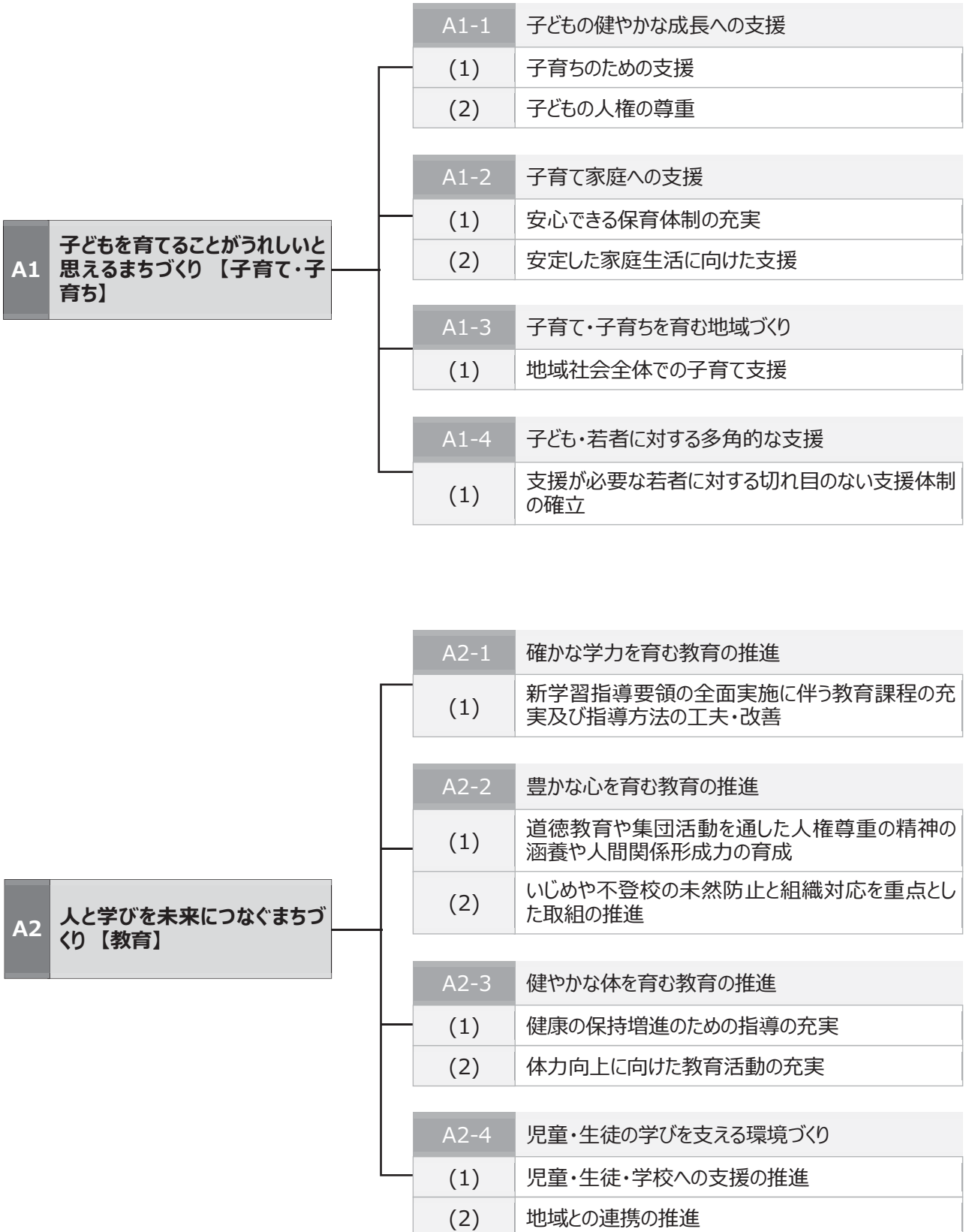


第1章 子育て・子育てをみんなで支え、子どもたちの明るい声がひびくまち

政策

施策・主な施策の方向性



政策 A1 子どもを育てることがうれしいと思えるまちづくり

【子育て・子育て】

＜現状と課題＞

2015（平成 27）年度は、「第五次多摩市総合計画第 2 期基本計画」と「多摩市子ども・子育て支援事業計画（多摩市子ども・子育て・わくわくプラン）」の始まりの年でした。「多摩市子ども・子育て支援事業計画」は「子ども・子育て支援新制度」の始まりでもあり、市町村が自らニーズを把握し、実施主体となることで、より地域の特色を反映したものとなりました。

乳幼児のための保育施策では 2015（平成 27）年度から 2018（平成 30）年度までの 4 年間で、364 人の定員拡大を図るとともに、新制度幼稚園移行、幼稚園全園での預かり保育の実施など様々な子育て支援施策を展開してきましたが、子どもの出生数は減少傾向にあるものの、待機児童数は減少せず、保育に対するニーズが高まっていることが伺えます。また、保育の質の向上と保育士の確保の両面が、待機児童対策にとっての重要な課題となっています。

学童クラブは、この 4 年間で 289 人の定員増を図り、待機児童数は着実に減少しています。また、障がい児の 5・6 年生の受入を開始するとともに、小学校への移設も順調に進んでいます。

女性の就業率は 71.6%^{※1}と 10 年前より 10%も上昇し、これからも女性の社会進出への力強い後押しがこれからも求められています。引き続き保育（学童を含む）需要については社会の動向を注視しつつ、速やかな対応が必要となります。

子育て・若者を取り巻く環境は、ライフスタイルの変化、人生の価値観、世帯の収入等様々な要因が複雑に絡み合い、彼らの将来を左右します。将来を担う子ども・若者のための施策は、待機児童対策のみならず、義務教育就学児医療費の実質無料化、児童虐待対応、ひきこもり対策、子どもの貧困対策、児童館の地域での果たすべき役割や地域子育て支援拠点の充実など、様々な分野に及びます。課題はそれぞれの個別施策が、切れ目のない支援として市民を支え、子育てしやすいまちづくりができていくかということです。

2020（令和 2）年度からの次期子ども・子育て支援事業計画はそれらを見据えることが求められます。第五次多摩市総合計画第 3 期基本計画と歩調を合わせ、地域特性を的確に捉え、従来の方針を踏まえつつ、柔軟な対応も視野に入れながら、場合によっては根本的な施策の変更を検討します。

これからは、将来を担う子ども・若者が地域の中でいきいきと暮らせる社会の実現にむけて、各機関と連携しながら、子ども・若者に対する様々な課題に正面から立ち向かい、迅速で的確な対応が求められています。

※1 71.6%：国勢調査結果 25 歳～44 歳の女性就業率

施策 A1-1

子どもの健やかな成長への支援

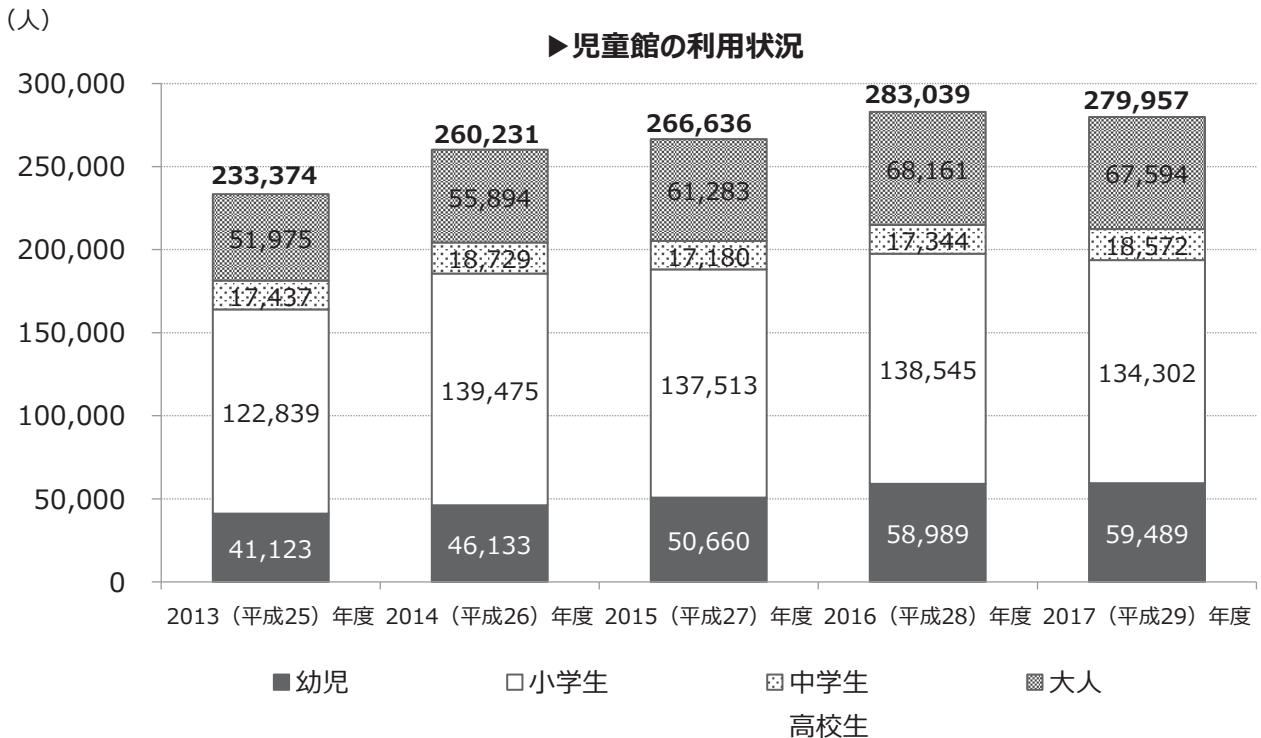
1 施策の目指す姿

子どもたちが、のびのびと、その子らしく育つために、周囲の大人たちが子どもたちを人として尊重し、あたたかく見守っています。

2 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(令和 4)年度	2028(令和 10)年度
①児童館登録児童数の割合	60.1%	65.0%	70.0%
②青少協地区委員会活動への青少年参加者数	20,481 人	20,800 人	21,300 人
③児童虐待の相談・通告先を「知っている」と回答した市民の割合	—	20.0%	40.0%

【出典：①・②児童青少年課 ③多摩市政世論調査】



出典：子ども青少年部児童青少年課

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取組

(1) 子育てのための支援

① 子どもと親子の居場所づくりの推進（視点2-①、視点2-③）

- 児童館等では、未就学児の親子が交流する地域子育て拠点事業を実施するとともに、小学生の放課後の居場所として様々な行事等を展開しながら、中高生のニーズを反映させた魅力ある取組も行っていきます。

② 青少協地区委員会活動の支援

- 地域における青少年健全育成の主体である地区委員会の活動に対し、各種の情報提供や各団体間の意見交換の場を設定していくとともに、時代の変化に適応した新たな活動に対する支援を行っていきます。

③ 体験・社会参加の充実

- 夏休みボランティア体験の実施など、子どもたちの社会体験や異世代交流ができる場をつくっていきます。

(2) 子どもの人権の尊重

① 児童虐待の防止と早期発見（視点2-③）

- 誰もが、子どもを一人の人間として尊重し、子どもの成長を支援する地域社会をつくっていくとともに、子どもの人権を守るために、関係機関と連携し、児童虐待防止・早期発見に努め、同時に、市民への啓発も進めていきます。

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 子どもを一人の人として尊重します。
- 児童虐待を発見した市民及び児童関係者は速やかに市町村、児童相談所等に通告します。
- 家庭では、子どもの地域行事への参加を勧めます。
- 様々な地域行事を実施し、子どもの居場所をつくれます。
- 高校生、大学生は地域やボランティアのリーダー役を担います。
- 事業者は、子どもの健全な育成環境に配慮した事業活動を行います。

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市子ども・子育て支援事業計画

**施策
A1-2**
子育て家庭への支援
1 施策の目指す姿

親が親として成長し、子育てに安心と喜びを見出すために、様々な働き方やライフスタイルを尊重しながら、多様なサービス基盤のもとに子どもの最善の利益と子育て家庭に配慮した社会的な支援が展開されています。

2 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(令和 4)年度	2028(令和 10)年度
①子ども・子育て支援法に基づく指導検査の実施率	0.0%	60.0%	100.0%
②子育てひろば事業（地域子育て支援拠点）への利用者数	94,005 人	115,000 人	115,000 人
③認可保育所の待機率（0 - 2 才児）	5.9%	0.0%	0.0%
④学童クラブの待機児童数	80 人	0 人	0 人

【出典：①子ども・子育て支援法に基づく指導検査 ②子育て総合センター ③子育て支援課 ④児童青少年課】

※③は「実施施設数/施設数」で算出 ④は「（待機児童数 - 空き定員） / （利用児童数 + 待機児童数）」で算出



子育てひろば（地域子育て支援拠点）の様子

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取組

(1) 安心できる保育体制の充実

① 保育所及び学童クラブ待機児童対策の強化（視点2-①）

- 保育所について、様々な保育形態を組み合わせながら保育定員の確保を図るとともに、保育士の人材の確保を支援することで、待機児童を解消します。
- 学童クラブの待機児童の解消に向けて、児童推計、女性の就業率及び地域のニーズ把握に努め、適切な新設等を図るとともに、小学校外の学童クラブについては、児童の安全確保の観点から小学校内への移設を計画的に進めます。
- 子ども・子育て支援制度に基づく多様なサービスを提供していきます。

② 持続可能な魅力ある保育サービスの提供（視点2-①）

- 保育所について、保育定員の確保など、量的充足の対策と並行して、保育士のキャリアアップや処遇改善に引き続き取り組みます。
- 学童クラブにおける放課後児童支援員のキャリアアップ及び処遇改善に引き続き取り組むことで、育成環境の向上を図ります。

(2) 安定した家庭生活に向けた支援

① ひとり親家庭への支援

- 家庭の経済状態等によって子どもの将来が左右されることのないよう、必要な経済的支援を行うとともに、子どもが学習機会を確保できるよう支援します。
- ひとり親家庭の親同士のコミュニケーションを図ることができるよう、関連する団体等との連携を進めていきます。

② 児童虐待の防止と早期発見・早期支援

- 子育て家庭の育児負担の軽減や地域での孤立を防ぐために、マチカゴ等の多様な情報ツールを活用して支援機関に関する情報を提供し、相談や在宅サービスにつながる機会の充実を図ります。

③ 地域子育て支援拠点の機能強化

- 地域子育て支援拠点を、関係機関と連携して、妊娠期からの子育てに関する相談支援を行い、親子の居場所となれるよう、機能強化を図ります。

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 家庭では各種制度等の情報収集と活用に努めます。
- 乳幼児健診や予防接種などを通じて、適切に子どもの発育・発達や感染症予防に関わり、食育等子どもの健康づくりに積極的に取り組みます。
- 地域のひろば事業に足を運び、友達や仲間づくりをします。
- 事業者は子育てしやすい就業のしくみをつくります。

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市子ども・子育て支援事業計画

**施策
A1-3**
子育て・子育てを育む地域づくり
1 施策の目指す姿

豊かな子育て・子育てを実現するため、地域のみんなが、子どもを介した地域活動をより活性化し、市民相互の支え合いが展開されています。

2 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(令和 4)年度	2028(令和 10)年度
①ファミリー・サポート・センターの利用・提供会員数	1,305 人	1,500 人	1,800 人
②子ども 110 番避難所協力者数 (個人、事業所の合計)	3,446 人 (2018(平成 30)年度)	3,580 人	3,800 人
③放課後子ども教室への参加児童数	33,791 人	34,800 人	36,000 人

【出典：①子育て総合センター ②・③児童青少年課】



放課後子ども教室の様子

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取組

(1) 地域社会全体での子育て支援

① 地域コミュニティによる子育て支援の充実（視点2-①）

- 市民相互援助活動であるファミリー・サポート・センター^{※1} 事業の拡大を図るため、新たな提供会員の担い手を増やす手法を検討します。また、多摩市青少年問題協議会^{※2} 地区委員会をはじめ、様々な地域の団体と児童館との連携強化を図り、地域で顔の見える関係づくりを推進します。
- 子ども食堂や誰でも食堂など、食を通じたコミュニティ形成の場について支援や連携を行い、子どもたちを見守る地域づくりを推進します。

② 地域における見守り活動の充実（視点2-①）

- 子どもの見守りについて、地域、学校、行政が連携しながら、多摩市青少年問題協議会からの提言の方向性に沿った施策を展開します。
- 「こども110番」活動について、引き続き、関係機関からの情報提供・情報共有を図りながら、新たな避難所協力者を募り、活動の充実に向けた支援を行います。

③ 持続可能な放課後子ども教室活動の運営（視点2-①）

- 地域の担い手が固定化・高齢化している中で、子どもたちの多様な体験の場である放課後子ども教室の運営を継続していくために、運営委員会やリーダー会議との課題の共有を図りながら、次代のリーダー養成に向けた新たな取組に着手します。

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 子育て・子育てがしやすい地域環境にするため地域活動に参加し、ネットワークをつくります。
- 子育てした経験を子育て支援に活かします。
- 事業者は、地域の子育て支援活動に協力します。
- 地域では、子どもたちの見守り活動をします。
- 児童虐待を発見した市民及び児童関係者は速やかに市町村、児童相談所等に通告します。【再掲】

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市子ども・子育て支援事業計画

※1 **ファミリー・サポート・センター**：「子育てのお手伝いをしてほしい方（利用会員）」と「子育てのお手伝いをしたい方（提供会員）」が会員になり、子育てに奮闘しているお父さん、お母さんを地域で支え合う子育て支援の会員組織のこと

※2 **多摩市青少年問題協議会**：子どもたちが健やかに成長することができるよう、関係機関・団体相互の連絡調整を図りながら、青少年を取り巻く諸課題について検討・審議を行う市長の付属機関

**施策
A1-4**
子ども・若者に対する多角的な支援
1 施策の目指す姿

子どもや若者が地域の中で支えられる中で、自己を確立し、社会との関わりを自覚しながら健やかに成長し、多様な他者と協働しながら社会を担っています。

2 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(令和 4)年度	2028(令和 10)年度
①若者のひきこもり相談件数	5 件／年	43 件／年	43 件／年
②他支援機関につながった割合 (他機関につながった数/相談実件数)	0%	15.0%	20.0%

【出典：①・②児童青少年課】



子ども・若者に関する施策検討懇談会の様子

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取組

(1) 支援が必要な若者に対する切れ目のない支援体制の確立

① 世代に応じたひきこもり支援の推進（視点2-③）

- ひきこもりに関しての周知を図るとともに、ひきこもりとなっている若者の自立に向けて、各関係機関や団体が、それぞれの役割に応じて連携を図りながら相談・支援を行うことで、切れ目のない子ども・若者の育成に取り組みます。
- 将来的なひきこもりにつながる、児童・生徒の不登校を解消するために、関係機関と連携したアセスメントや支援を検討していくとともに、不登校児童・生徒への学習支援を推進している教育委員会との連携を図ります。

② 地域の中での支援ネットワークづくり（視点2-③、視点3-③）

- 支援が必要な若者が、地域の中で相談できる体制づくり、居場所づくりに取り組みます。

③ 子ども・若者を支援するしくみづくり（視点2-③）

- 「子ども・若者に関する施策検討懇談会^{※1}」からの報告を踏まえ、子ども・若者の自立に向けた支援のためのしくみづくりに取り組みます。

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 個人によって異なるひきこもりの状況や支援の必要性について理解を深めます。

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市子ども・子育て支援事業計画

※1 子ども・若者に関する施策検討懇談会：市として子ども・若者の健やかな育成や円滑な社会生活の営みを支援するため、現状の課題やそのための施策や手法などについて有識者や実務者に意見を伺う懇談会

コラム 「子育てしやすいまちづくり」の取組が、ますます拡大しています！

■多摩市はすべての小・中学生に医療費を助成しています！

2019（平成 31）年 4 月から、義務教育就学児医療費助成制度の対象者を拡大し、所得制限をなくして、すべての小・中学生の医療費を助成しています。

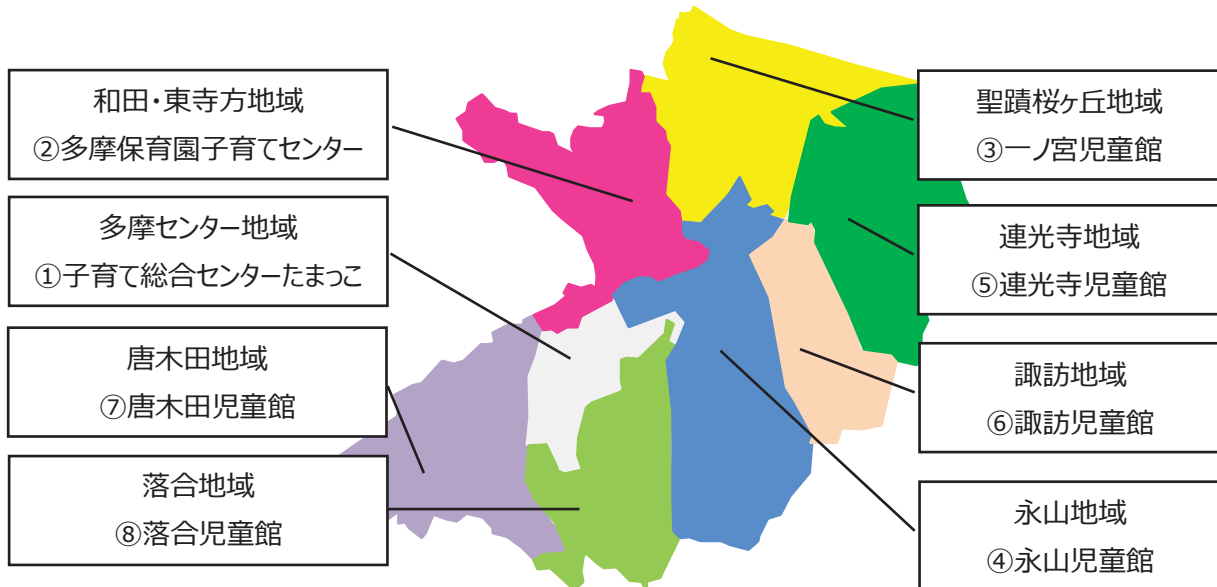
※これまで、小・中学生の保護者（生計中心者）に所得制限が設けられており、所得制限を超過する方は対象から外れるため健康保険が適用される医療費の 3 割の自己負担となっていました。2019（平成 31）年 4 月から保護者の所得制限を撤廃しました。（通院 1 回あたり上限額 200 円の一部負担金あり）



■「地域子育て支援拠点」をエリアごとに整備しています！

多摩市では、妊娠期から 18 歳までの切れ目のない支援を行うことを目的に、地域子育て支援拠点をエリアごとに 7ヶ所整備し、親子の交流や相談を行っています。利用者は着実に増加しており、身近な子育て拠点として浸透し始めています。また、地域子育て支援拠点には、一定の研修を受けた利用者支援の専門職員である「子育てマネージャー」を配置しており、子育てに関する相談やサービス・施設・地域に関する情報提供など、その方に合った対応を行っています。

今後は、大規模改修（2022（令和 4）年 2 月にリニューアルオープン予定）を控えているパルテノン多摩の 4 階に開設予定の地域子育て支援拠点において、子ども、子育て世代に魅力のある取組を具体化していく予定です。



■子育てアプリ「マチカゴ」配信スタート！

多摩市でも、子育て支援情報を届けるためのアプリ「マチカゴ」の配信を開始しました。「マチカゴ」では妊娠期・0～5 歳児の乳幼児の保護者を対象に、年齢に応じたイベント情報や、予防接種・健診等の情報を配信しています。カレンダー機能を使って予定管理も簡単に行うことができます。



コラム 子どもたちの笑顔を守るために多摩市は児童虐待防止に取り組んでいます！

2017（平成29）年度には全国の児童相談所に対応した児童虐待の相談件数が約13万件となり、過去最高の件数を記録しました。また、児童虐待により子どもの命が奪われる悲惨な事件も後を絶ちません。児童虐待の相談件数は年々増加しており、全国の児童相談所に対応した件数は5年前の2012（平成24）年度と比較すると約2倍の件数となっています。多摩市においても同時期比較で約2倍の件数となっています。

多摩市では、2004（平成16）年から子ども家庭支援センター事業を実施しており、虐待のリスクがある家庭をいち早く把握し、深刻な被害を招かないためにも、児童相談所などの関係機関と連携し、児童虐待の防止と早期発見に努めるとともに、市民への啓発も積極的に進めています。

児童虐待は特別な問題ではありません。どの家庭でも起こり得る問題として、地域の皆さんで子どもたちを守っていきましょう。

■子育て総合センター（子ども家庭支援センター）で相談・通告を受け付けています。児童相談所とも連携しています！

子育て総合センターでは子育てに関する悩みや、身の回りで児童虐待を受けていると思われる子どもを見つけた場合などの相談・通告を受け付けています。児童虐待を受けていると思われる子どもがいるという通告を受けると、子育て総合センターが子どもの状況の調査と安全確認を行います。場合によっては児童相談所などと連携しながら、子どもの身の安全を確保するとともに、親などが虐待を繰り返さないための支援も行います。

なお、夜間等の通告先は、24時間・365日つながる児童相談所全国共通ダイヤル189（いちはやく）をお願いします。

■こどもSOSカードの配付

相談先電話番号が書かれた「こどもSOSカード」を小学4年生、中学1年生に配付しています。また、各地域の児童館・図書館等でも配付しています。



■児童虐待防止推進月間には…

厚生労働省では毎年11月を児童虐待防止推進月間として定めています。多摩市においても、市内の児童館や図書館、市役所本庁舎などの公共施設で啓発展示のほか、児童虐待防止啓発講演会や養育家庭（様々な事情で親と暮らせない子どもたちを養子縁組と目的をしないで家庭に迎えて育てる制度）体験発表会などを行っています。



啓発展示の様子



児童虐待啓発講演会

子育て・子育てをみんなで支え、子どもたちの明るい声がひびくまち

政策 A2 人と学びを未来につなぐまちづくり

【教育】

〈現状と課題〉

人口減少や少子高齢化等による地域コミュニティの変容、国際化、情報化等の進展、気候変動等の環境変化、人工知能（AI）等の技術革新などにより、子どもたちや教育を取り巻く環境は急速に変化しています。このような予測が困難な社会の中で、未来を担う子どもたちが、健康で幸せな生活を送るために、地球規模の課題を自分のこととして捉え、その解決に向けて多様な人々と協働するなど、「持続可能な社会の担い手」として行動を起こすことが強く期待されています。そのためには、時代の変化に柔軟に対応しつつ、学校・家庭・地域の教育力を高めながら、子どもたちの健やかな成長と「生きる力」（確かな学力、豊かな心、健やかな体）をこれまで以上に伸ばしていくことが求められています。

多摩市の子どもたちの学力は現在、全国平均を上回っている項目も多くあり、概ね良好な状況にあります。上位者と下位者の二極化傾向が見受けられることから、基礎学力の向上と学習習慣の確立に一層、取り組む必要があります。また、体力面では全国平均を下回る種目があり、体力向上も今後の課題です。東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機とし、スポーツに取り組む気運醸成と体力向上を一層進めていくことが求められます。さらに、いじめの早期発見・早期対応、不登校の子どもたちへの適切な対応、対象者が年々増加する特別支援教育における個の状況に応じた支援の充実、多様化・複雑化する教育相談の需要に応える体制整備などが急務です。

子どもたちの教育を支える環境整備の充実も重要です。学校施設については、ニュータウン開発に伴い同時期に開校した学校が多いことから、老朽化の状況と今後の児童・生徒数の動向なども踏まえつつ、計画的に改修や改築を行っていく必要があります。また、昨今の夏季の暑さ対策としてのエアコンや教育のICT化に伴うタブレット型端末などの設備機器についても、計画的な導入・更新が求められます。さらに、児童・生徒の健康増進や安全確保、また、教員の働き方改革と資質向上に向けた取組についても喫緊の課題です。

そして、これら多くの課題に対応するためにも、これまで以上に地域ぐるみで子どもたちを支え、育むしくみづくりが必要です。現在の学校支援地域本部の取組を発展させるとともに、地域や保護者が学校と連携・協働しながら、子どもたちの学びと成長を支えるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を進め、地域に開かれ、地域と共にある学校づくりを行う必要があります。

**施策
A2-1**
確かな学力を育む教育の推進
1 施策の目指す姿

児童・生徒の確かな学力を育むために、自ら主体的に学び、考え、行動する力をもち、個性と創造力豊かな人を育成する教育が行われています。

2 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(令和 4)年度	2028(令和 10)年度
①全国学力・学習状況調査（算数・数学）における「知識」に関する問題の平均正答率			
・小 6	69.0% (全国平均 66.0% + 3 ポイント)	全国平均 + 3 ポイント	全国平均 + 4 ポイント
・中 3	80.0% (全国平均 81.0% - 1 ポイント)	全国平均 ±0 ポイント	全国平均 + 2 ポイント
②GTEC（スコア型英語 4 技能検定）における「話すこと」（Speaking）の平均スコア（中 3）	61.6	63.0	65.0

【出典：①全国学力・学習状況調査 ②ベネッセコーポレーション「GTEC（スコア型英語 4 技能検定）」】



市立中学校で実施しているオンライン英会話の様子

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取組

(1) 新学習指導要領の全面実施に伴う教育課程の充実及び指導方法の工夫・改善

① ESD^{※1}の推進（視点2-②）

- 主体的・対話的で深い学びを促進するため、ESDを通じた教科等横断的な学習を推進し、SDGsを意識した教育活動を展開します。また、学校図書館と市立図書館との連携をさらに深め、学校図書館の図書や新聞などを活用し、探究的な学習の充実を図ります。

② 英語教育の推進（視点2-②）

- グローバル人材の育成の観点から、児童・生徒の英語力、教員の英語指導力を向上するため、市内企業と連携したオンライン英会話や英語4技能検定、小学校教員対象の研修を充実させます。

③ 情報教育の推進

児童・生徒の学習の基盤となる情報活用能力や基礎的・基本的な知識・技能を育成するため、タブレット型端末を活用したプログラミング教育や繰り返し学習を推進します。

④ 多様な学習機会の提供

- 児童・生徒の基礎学力の向上、学習習慣の確立のため、保護者や地域の協力により、地域未来塾^{※2}による補習等の学習支援を実施します。

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 児童・生徒は、自ら主体的に学び、考え、行動します。
- 家庭は、子どもが学校で力を十分に発揮できるように、基本的な生活習慣の確立に努めます。
- 家庭は、学校の方針を理解し、保護者のできることについては積極的に協力します。
- 地域、大学、NPO および事業者等は、様々な場面において子どもの体験学習の機会を提供します。

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市教育振興プラン
- ◆ 多摩市子どもの読書活動推進計画

※1 ESD（Education for Sustainable Development＝持続可能な開発のための教育）：持続可能な社会の担い手を育むため、地球規模の課題を自分のこととして捉え、その解決に向けて自分で考え行動を起こす力を身に付けるための教育のこと。なお、多摩市立小・中学校全26校は、国等がESD推進拠点として位置付けているユネスコスクールに加盟している。

※2 地域未来塾：児童・生徒の基礎学力の定着と学習習慣の確立を目指し、地域の方・大学生・元教員に「学習支援員」として協力してもらいながら、授業以外の時間に校内で補習授業を行う取組のこと

**施策
A2-2**
豊かな心を育む教育の推進
1 施策の目指す姿

児童・生徒の豊かな心を育むために、互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識をもって他者と協働し、地域や国際社会に貢献しようとする社会性豊かな人を育成する教育が行われています。

2 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(令和 4)年度	2028(令和 10)年度
①全国学力・学習状況調査（質問紙調査）における「いじめはいけない」と回答した割合			
・小6	80.0%	100%	100%
・中3	68.5%	100%	100%
②全国学力・学習状況調査（質問紙調査）における「自分にはよいところがあると思う」と肯定的回答をした割合			
・小6	77.4% (全国平均 80.6% -3.2 ポイント)	全国平均 ±0 ポイント	全国平均 +2 ポイント
・中3	70.0% (全国平均 70.7% -0.7 ポイント)	全国平均 +2 ポイント	全国平均 +3 ポイント
③不登校児童・生徒のうち、学校の教員以外の支援がある児童・生徒の割合			
・小学校	48.3%	100%	100%
・中学校	55.7%	100%	100%

【出典：①・②全国学力・学習状況調査 ③児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査】

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取組

(1) 道徳教育や集団活動を通じた人権尊重の精神の涵養や人間関係形成力の育成

① 道徳性・社会性の育成を重視した教育の充実

- 自立した人間として、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳科の授業の質的な改善を図ります。
- 児童・生徒の人間関係を築く力を養うため、自主的・実践的な自然体験活動等を充実させます。

(2) いじめや不登校の未然防止と組織対応を重点とした取組の推進

① 未然防止や早期発見・早期対応に向けた確実な取組の推進

- 「いじめ防止対策推進条例」や「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校における組織的な対応の充実を図ります。また、新たないじめや不登校を生まないために、小・中学校間の引継ぎを確実にを行うとともに、未然防止に向けた情報・行動の連携を推進します。

② 保護者、関係機関等との連携の推進（視点2-③）

- 子どもにとって大きな環境の変化となる就学前後に切れ目ない対応を図るため、保幼小連携を推進・充実します。
- 不登校の解消のため、保護者をはじめ、教育センターや子育て総合センター、児童相談所等の関係機関との連携を強化し、適切なアセスメントや支援を検討するとともに、適応教室や遠隔教育等による不登校児童・生徒への学習支援を推進・充実します。
- インターネット・SNS相談について、関係機関との連携を強め、より効果的な実施方法へ見直しを進めるとともに、教育センターの機能を活用することで、若者のひきこもり対策につながる体制の構築に向けて取り組みます。

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 児童・生徒は、家庭と相談しながら、主体的にSNSのルールをつくり、守ります。
- 家庭は、社会のルールやマナーについて子どもに伝え、話し合う機会をつくります。
- 地域は、親が子育てに喜びと充実感を得ながら、豊かな心をもった子どもの育成をすることができるように、親と子が共に学び合い育ち合う機会を提供します。
- 市民による野外活動や文化教育的な活動を通じて、子育てを見守り支え合うことができるようにします。
- 地域や大学、NPO、事業者等は子どもたちに知識・技能・人間関係・社会性等を育むため、体験活動等の機会を提供するとともに、地域全体で子どもたちの健全育成を推進します。

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市教育振興プラン
- ◆ 多摩市子どもの読書活動推進計画

**施策
A2-3**
健やかな体を育む教育の推進
1 施策の目指す姿

児童・生徒の健やかな体を育むために、健康で安全な生活習慣を重んじる人を育成する教育が行われています。

2 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(令和 4)年度	2028(令和 10)年度
①全国体力・運動能力、運動習慣等調査における「運動やスポーツをすることが好き」と回答した割合			
・小5	男：76.2% 女：63.5%	男：78.0% 女：65.0%	男：80.0% 女：67.0%
・中2	男：64.2% 女：56.7%	男：66.0% 女：58.0%	男：68.0% 女：60.0%
②全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点の平均値			
・小5	男：55.0% 女：56.6%	男：56.5% 女：57.5%	男：58.0% 女：58.5%
・中2	男：41.5% 女：51.1%	男：44.0% 女：53.0%	男：47.0% 女：55.0%
③学校管理下においてアレルギー症状が発症した場合の適切に対処した割合	100.0%	100.0%	100.0%

【出典：①・②全国体力・運動能力、運動習慣等調査 ③学校支援課】



たま食育フェスタでの学校給食の試食の様子



学校給食から生まれたブルーベリーゼリー
多摩市の特産品「たまっ子ベリー」

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取組

(1) 健康の保持増進のための指導の充実

① 健康教育の充実

- 児童・生徒の健康の保持増進のため、各種の健康診断を適切に実施していくとともに、健康に対する意識の啓発を図ります。また、性教育・がん教育など、新たに学習指導要領に示された課題に対する指導を充実させます。

② 食育の推進

- 食習慣をはじめとした望ましい生活習慣の形成のため、栄養教諭や栄養士と連携した食育を推進します。

③ アレルギー疾患対応に向けた体制の充実

- アレルギー疾患に迅速かつ的確に対応するため、学校、保護者、給食センターの連携・協力体制をさらに充実させます。

(2) 体力向上に向けた教育活動の充実

① 体力向上に向けた取組の推進・充実（視点2-②）

- スーパーアクティブスクール^{※1}の研究成果を活用した指導を充実するとともに、各校の課題に応じた取組を推進します。
- オリンピック・パラリンピック教育の実践を活かし、運動への関心を高める取組を充実します。

② 持続可能な部活動の環境整備

- 部活動のあり方に関して、学校・生徒・保護者の間での共通認識を図り、持続可能な部活動運営を促進します。

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 児童・生徒は、「早寝、早起き、朝ごはん」に取り組むなどして、自ら基本的な生活習慣を身につけます。
- 家庭は、食事・運動・睡眠・休養等の調和のとれた生活習慣が身につくよう子どもを育てます。
- 家庭は、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達に努めます。

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市教育振興プラン
- ◆ 多摩市食育推進計画

※1 **スーパーアクティブスクール**：東京都の指定を受け、体力を向上させるための指導法の工夫や、運動が苦手な生徒を対象とした体育活動等についても具体的な取組を考案し、中学生の体力向上に取り組む学校。多摩市では聖ヶ丘中学校が2016（平成28）年度からの3年間指定されていた。

**施策
A2-4**
児童・生徒の学びを支える環境づくり
1 施策の目指す姿

児童・生徒の学びを支える環境づくりのために、学校施設等の整備・改善や、一人ひとりの状況に応じた支援の充実とともに、学校・家庭・地域の相互理解と連携・協働による多様な活動が行われています。

2 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(令和 4)年度	2028(令和 10)年度
①市内小・中学校における地域学校協働本部への移行校数			
・小学校	0 校	全校	全校
・中学校	0 校	全校	全校
②市内小・中学校におけるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置校数			
・小学校	0 校	全校	全校
・中学校	0 校	全校	全校
③市立小・中学校の全トイレの洋式化率	51.2%	70.0%	80.0%
④授業中に I C Tを活用して指導する能力	72.7%	80.0%	85.0%

【出典：①・②多摩市教育委員会調査 ③東京都・トイレの洋式化状況調査 ④文部科学省調査（学校における教育の情報化の実態等に関する調査「教員の I C T活用指導力の状況」結果）をもとに多摩市教育委員会で集計】



建替を行った多摩第二小学校①（多目的ホールと校舎）



建替を行った多摩第二小学校②（地下 1 階だんだんステージ）

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取組

(1) 児童・生徒・学校への支援の推進

① 学校施設・設備等の老朽化対応（視点2-①）

- 国の交付金や東京都の補助金を活用しながら、計画的な施設改修、老朽化した学校備品の入れ替えを推進します。改修等の際は節電・節水対応の機器導入など可能な限り環境に配慮します。

② ICT機器の活用推進及び計画的な更新

- 児童・生徒へ分かりやすい授業を提供することで「確かな学力」の育成を目指すとともに、教員の校務事務の負担を軽減し、児童・生徒に向き合う時間を確保するため、ICT機器の活用推進と計画的な更新を行います。

③ 児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援の充実（視点2-③）

- 多摩市特別支援教育推進計画に基づき、保護者・市民の特別支援教育^{※1}への理解促進に向けた啓発を進めるとともに、学校の合理的配慮を推進し、一人ひとりが自分に自信をもって学校生活を送れるような支援を行います。
- 外国語を母語とする児童・生徒に対して、日本の学校生活に適応し、個々の実態に応じた日本語指導の支援を行います。

④ 就学支援の実施

- 経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者等に対して、就学のために必要な支援を行います。

(2) 地域との連携の推進

① 学校と地域の連携・協働の推進（視点2-①、視点3-③）

- 学校と地域の人々が目標を共有し、一体となって子どもたちを育てていくため、全小・中学校において学校運営連絡協議会を学校運営協議会^{※2}（コミュニティ・スクール）へ、学校支援地域本部を地域学校協働本部^{※3}へ、それぞれ段階的に移行し、学校運営改善のしくみを整えます。

② 安心して登下校できる環境づくり（視点1-⑤）

- 保護者や地域による登下校時の見守り活動に対する支援や、関係機関との連携による通学路の安全確保への取組を充実させます。

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 家庭は、子どもたちの育成が地域全体で担われていることを理解し、地域活動に積極的に参加します。
- 地域の人たちが教師役になる等、様々な経験や知恵等を子どもたちに伝えることにより、将来を担う子どもたちを育てます。
- 地域、大学、NPO および事業者等は、児童・生徒の健全育成のために、地域人材の経験や技術などを積極的に提供します。

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市教育振興プラン
- ◆ 多摩市特別支援教育推進計画
- ◆ 多摩市ストックマネジメント計画

※1 特別支援教育：児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握しながら個々に応じた必要な支援と、一人ひとりを大切にした指導を行い、児童・生徒の生きる力を育成するための教育のこと

※2 学校運営協議会：学校と地域の連携・協働の推進を目的として、学校運営に関して協議する機関。学校運営の基本方針について承認等を行う。

※3 地域学校協働本部：地域学校協働活動推進員が主体となり、地域住民、団体等による緩やかなネットワークを構築し、学校の支援活動を実践するとともに気づきの共有、活動の改善・充実に向けた意見交換等を行う。

コラム 英語教育の充実に取り組んでいます！～日本一英語を話せる児童・生徒の育成を目指して～

■ 地元企業の多摩市と株式会社ベネッセコーポレーションが包括連携協定を締結！

多摩市と株式会社ベネッセコーポレーションは、地域の持続的な発展に資することを目的として、地域発展の推進に関する包括連携協定を締結し、2017（平成 29）年に包括連携協定締結調印式を行いました。

地元企業であるベネッセコーポレーションとは、これまでも教育だけの分野に限らず、多摩センター地区を中心とした観光分野や公園への植樹活動などを通じた環境分野での連携を行ってきました。また、教育分野では、児童・生徒の基礎的・基本的な学力の定着のために、様々な取組を行い、連携を深めてきました。そして、このたび、本協定に基づき、「日本一英語を話せる児童・生徒の育成」を目指して、オンライン英会話や英語 4 技能の測定、小学校教員の英語力を向上するための研修などの取組を開始しました。



包括連携協定の調印式

■ オンライン英会話とは？

「オンライン英会話」は、ベネッセコーポレーションが提供する英語事業です。多摩市では本事業を授業の一環として取り入れ、既に学校に配備してあるタブレット型端末を活用し、インターネットで海外（フィリピン）と結び、生徒一人ひとりが現地の英会話講師と約 30 分間にわたり、マンツーマンでの英会話を行います。英語によるコミュニケーションを実践することで、生徒の英語を「話す力」を伸ばすことを目指しています。

生徒たちは英語であいさつや自己紹介、日常会話などをやりとりし、講師から正しい発音や文法について指導を受けます。講師もボディランゲージを織り交ぜながら褒めたり励ましたりしてくれるため、始めは躊躇していた生徒も、次々に笑顔を見せ、授業の終盤には、積極的に英会話を楽しもうとする姿に変わっていきました。2018（平成 30）年度から、多摩市立中学校全校の 2 年生、3 年生でのオンライン英会話を展開しています。



オンライン英会話の授業風景

子育て・子育てをみんなで支え、子どもたちの明るい声がひびくまち

第2章 みんなが明るく、安心して、いきいきと暮らしているまち

政策		施策・主な施策の方向性	
B1	生涯にわたって健やかでいきいきと暮らせるまちづくり【健康・医療】	B1-1	ライフステージに応じた健康支援と健康づくり
		(1)	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実
		(2)	質の高いがん検診の実施及び受診率向上の取組
		(3)	健康づくり活動のさらなる充実
		(4)	受動喫煙防止対策の強化
		B1-2	健康を支えるネットワーク
		(1)	保健・医療・介護の連携体制の充実
		(2)	予防接種の推進
B2	だれもが安心して暮らせる支え合うまちづくり【地域福祉】	B2-1	地域福祉及び権利擁護の推進
		(1)	地域福祉の推進
		(2)	権利擁護の推進
		B2-2	セーフティネットによる生活支援
		(1)	生活困窮者の包括的な相談支援の充実
		(2)	犯罪被害者等支援の推進
B3	高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり【高齢者福祉】	B3-1	地域生活における高齢者支援
		(1)	地域包括ケアシステムの深化・推進と高齢者の生活を支えるサービスの充実
		(2)	介護保険制度の健全な運営
		B3-2	介護予防・フレイル（虚弱）予防、生きがい対策の推進
		(1)	フレイル（虚弱）予防の充実
		(2)	高齢者の生きがいづくりの推進
B4	障がい者が安心して暮らせるまちづくり【障がい者福祉】	B4-1	地域生活における障がい者（児）支援
		(1)	相談支援体制の充実
		(2)	サービス体制、活動の場の充実
		(3)	障がい者（児）への支援の充実
		B4-2	障がい者（児）の暮らしやすい環境づくり
		(1)	保健・医療・教育・雇用等の関係機関との連携強化
		(2)	障害への理解・差別解消の促進
(3)	地域における相互支援体制の構築		

政策 B 1 生涯にわたって健やかでいきいきと暮らせるまちづくり

【健康・医療】

＜現状と課題＞

少子化・高齢化、人口減少が進み、社会情勢や身近な生活環境が大きく変化する中で、だれもが身体面の健康だけでなく、生きがいを感じ、安全・安心で豊かな生活を送るためには、「健康」で「幸せ」を実感できる「健幸都市（スマートウェルネスシティ）」の実現に向けて、市民、事業者、行政等が連携し様々な取組を進めることが重要です。

超高齢社会における多様な医療ニーズに対応し、だれもが引き続き安心して暮らせる地域をつかっていくためには、保健・医療・介護の連携をさらに充実させ、地域において包括的なケアを推進する取組が必要です。

また、健康づくりに無関心な層や、関心があっても実際の行動に踏み出せていない層にも届くような情報発信、行動を後押しするきっかけづくりなど、市民の生涯にわたっての健康保持、増進を図ることが求められています。このため、将来の健康課題や地域の特性を踏まえ、関係機関と連携しながら健康づくりの活動をいかに進めるかが大きな課題となっています。

現在の疾病構造は、がん・心疾患・脳血管疾患・糖尿病などの生活習慣病が中心となっています。このため、日々の健康づくり活動や生活習慣改善などの予防的な活動以外にも、早期発見、早期治療へ結びつけるための各種検診事業、市民の健康データを活かした重症化予防事業など市の実情に合わせた具体的な取組が求められています。

一方、安全・安心のためには、普段から、かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持つことを推進するとともに、不測の事態に対応可能な救急医療体制や感染症対策、災害医療体制の充実についても関係機関、周辺自治体と連携ししっかりと取り組んでいく必要があります。

また、安心して子どもを産み育てることができ、健やかな成長を促すためには、妊娠期から出産、子育て期にかけてのきめ細やかで切れ目ない支援が重要であり、子育て関係機関とも連携しながら様々な取組を充実させる必要があります。さらに乳幼児期からの生活習慣は成長期に大きく影響することから、食育活動などを通じた妊娠期、幼少期からの家族の健康管理や、望ましい生活習慣の定着をいかに進めるかが重要なポイントになってきます。

なお、国民皆保険の基礎として医療制度上、重要な役割を果たしている国民健康保険制度は、中高年齢の被保険者が多いことなどから医療費の増額を招く一方、年金生活者、非正規労働者、失業者などの低所得者の加入が多いことから、保険税収入が得られにくい状況が続いています。このため、決算補填等を目的として一般会計からの多額の繰入金等に頼らざるを得ないなど厳しい運営を余儀なくされています。本市における国保財政健全化の取組を進めるとともに、国に対しては、公費負担の適切な負担割合への拡大と、更なる低所得者対策及び子育て世代の負担軽減策の実施を引き続き東京都市長会等を通じて要望していく必要があります。

**施策
B1-1**
ライフステージに応じた健康支援と健康づくり
1 施策の目指す姿

豊かでいきいきとした毎日を送るため、ライフステージ^{※1}にあった健康診査や各種検診などを受けるとともに、食事や運動など市民自ら健康づくりに取り組んでいます。

2 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(令和 4)年度	2028(令和 10)年度
①自分が「とても健康」「まあまあ健康」だと感じている市民の割合	76.6%	77.0%	78.0%
②健康のために実践していることがある市民の割合	62.1%	64.0%	66.0%
③喫煙習慣がある市民のうち、受動喫煙に配慮している市民の割合	—	100%に近づく	100%に近づく
④妊婦面接実施率	57.5%	65.0%	80.0%
⑤大腸がん検診の要精密検査受診率	61.0% (2016(平成 28)年度)	65.0%	70.0%

【出典：①・②・③多摩市政世論調査 ④・⑤健康推進課】

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取組
(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実
① 包括的な支援体制の構築（視点2-①、視点2-②）

- 子育て世代包括支援センター事業の実施により、母子保健施策と子育て支援施策の一体的な提供を通じて包括的な支援体制を構築します。
- 既存の子育て関係部署、関係施設との役割分担を整理し、有機的な連携のしくみを構築することで、ハイリスクアプローチ^{※2}に加え、ポピュレーションアプローチ^{※3}の充実・強化を図ります。

② 関係機関との連携強化（視点2-②）

- 発達課題のある乳幼児とその家族について、就学後を見据えた必要な支援・相談を受けることができるよう、健康センター、発達支援室、保育園・幼稚園等の地域の関係機関との連携体制を強化します。

(2) 質の高いがん検診の実施及び受診率向上の取組

① 科学的根拠に基づいたがん検診実施体制の充実

- がん検診受診率・要精検者の精密検査受診率を向上させる取組の工夫や、精度管理の整備、自己負担額や国指針以外の検診の実施方法等も含め、より質の高いがん検診が実施できる体制を充実させます。

② AYA 世代^{※4}のがん患者への支援

- AYA 世代は、一般に受診できる医療機関が少なかったり、公的な支援が受けにくかったりするなどの課題があるため、今後どのような支援の取組が行えるかを検討します。

(3) 健康づくり活動のさらなる充実

① 健康づくり活動と食育の推進（視点1-①）

- 健康づくりに無関心な層、関心があっても実際の行動に踏み出せていない層、関心はあるが実際の行動に至っていない層など、ライフウェルネス検定の実施、for40 の送付、健康づくり推進員活動等、各層に合わせた形で、市民が生涯にわたって健康の保持増進を図る健康づくり活動を推進します。
- 食育推進計画に基づき、ライフステージごとの施策を充実させます。

(4) 受動喫煙防止対策の強化

① 多摩市受動喫煙防止条例に基づく取組

- 喫煙者に対して、禁煙治療費を一部助成するなどの対策や様々な普及啓発を実施し、特に子どもや妊婦、病気等で配慮が必要な人への受動喫煙を防止するための取組を行います。

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 健康に関する正しい知識を身に付けるとともに、健康な生活を続けるための生活習慣を実践します。
- 食に対して関心を持ち、バランスのとれた食生活を心がけます。
- 自分の健康は自分で守るということを意識して、健診や検診を積極的に受診します。
- 健康的な生活を送るため、ウォーキングなどに自主的に取り組みます。
- 子どもが健やかに育つように各種乳幼児健診や相談事業を積極的に利用します。
- 医療機関は、適切な医療を市民が安心して受けられるように医療情報を適切に提供します。
- 事業者は自主的な健康づくりの応援に取り組みます。

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市食育推進計画
- ◆ 多摩市子ども・子育て支援事業計画
- ◆ 多摩市健幸まちづくり基本方針

※1 **ライフステージ**：人間の一生における生活段階のこと。個人では、幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などに分けられる。
 ※2 **ハイリスクアプローチ**：「リスクの高い群を対象とした働きかけ」を指す。母子保健事業では、乳幼児経過観察や未熟児訪問などが該当する。
 ※3 **ポピュレーションアプローチ**：「集団全体への働きかけ」を指す。母子保健事業では、妊婦健診や乳幼児健診が該当する。
 ※4 **AYA 世代**：AYA は adolescents and young adults（思春期と若年成人）の略で、がん患者のうち、15 歳から 30 歳または 40 歳前後までの人。

施策
B1-2

健康を支えるネットワーク

1 施策の目指す姿

安心して生活を送ることができるよう、必要な時に必要な情報を得て、適切な予防、適切な医療が受けられる体制が整えられています。

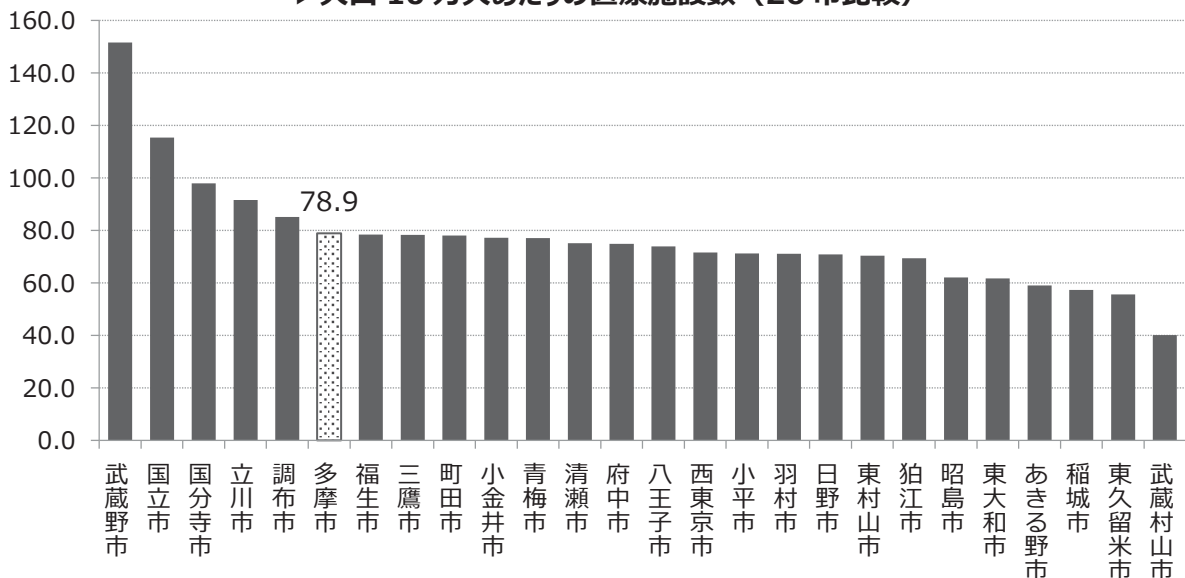
2 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(令和 4)年度	2028(令和 10)年度
①国民健康保険特定健康診査実施率	47.5%	58.0%	60.0%
②かかりつけ医師を持つ市民の割合	54.4%	58.0%	60.0%
③第2期麻しん風しんワクチン定期予防接種率	93.4%	94.0%	95.0%

【出典：①保険年金課 ②多摩市政世論調査 ③健康推進課】

※③は、小学校入学の前年（通常、幼稚園、保育所児の最年長児）1年間に1回接種する麻しん（はしか）風しんの混合予防接種率を指す。

▶人口10万人あたりの医療施設数（26市比較）



※数値は2016（平成28）年10月1日時点、医療施設は一般診療所、一般病院、精神病院の施設数の合計

出典：東京都福祉保健局、東京都の統計（住民基本台帳）

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取組

(1) 保健・医療・介護の連携体制の充実

① 多摩市版地域医療連携構想の策定（視点1-③、視点1-④）

- 将来的な医療、介護ニーズを踏まえ、多摩市における地域包括ケアシステム^{※1}を推進し、誰もが在宅で安心した生活を送ることができるための「多摩市版地域医療連携構想」を策定します。

② 救急医療体制の充実（視点1-③）

- 初期救急^{※2}を担う市のこども準夜診療所・休日診療当番医、二次救急^{※3}を担う医療機関等、さらには三次救急^{※4}を担う東京都（消防署）及び救急救命センター等が連携し、救急医療体制の充実を図ります。

③ かかりつけ医・歯科医の啓発（視点1-③）

- 地域に密着し、健康に関することを何でも相談でき、必要な時は専門の医療機関を紹介することができる、かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持つことを引き続き啓発します。

(2) 予防接種の推進

① 定期予防接種の機会確保に向けた取組

- 感染のおそれのある疾病の発生・蔓延を予防し、個人の発病及び重症化の予防のために、医療機関の協力のもと、定期予防接種の接種機会を安定的に確保し、円滑に実施します。
- 定期予防接種の実施状況の把握に努め、接種の種類や時期等をわかりやすく情報提供します。また、乳幼児健診等の機会を捉えて予防接種を勧奨します。

(3) 医療保険制度の適正な運営

① 国民健康保険制度の適正な運営

- 「第2期多摩市国民健康保険の運営に関する指針」に基づき、保険者としてのマネジメントを強化し、国民健康保険制度の安定的な運営を図ります。また、国の公費負担割合の拡大とともに低所得者対策及び子育て世代の負担軽減の実施を、東京都市長会などを通じて国に働きかけます。

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 気軽に相談できる、かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持ちます。
- 感染症・疾病予防のために定められた時期に予防接種を受けます。
- 医療機関は市民に分かりやすい医療情報を提供します。
- 地域の診療所・歯科診療所は病院との円滑な連携に取り組みます。
- 病気の治療や介護サービスを受けるための費用や制度についての理解を深めます。

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市地域福祉計画
- ◆ 多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- ◆ 多摩市障がい者基本計画
- ◆ 多摩市障害福祉計画・多摩市障がい児福祉計画
- ◆ 多摩市新型インフルエンザ等対策行動計画

※1 **地域包括ケアシステム**：要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム

※2 **初期救急**：入院を必要としない軽症患者に対するもの（こども準夜診療所・休日診療当番医等）

※3 **二次救急**：入院を必要とする中等症・重症患者に対するもの（総合病院等）

※4 **三次救急**：生命危機が切迫している重篤患者に対するもの（救急救命センター等）

コラム 多摩市が誇る「健幸まちづくり」の取組をご紹介します！

多摩市の健康寿命は都内トップクラス※¹、要介護認定率 13.28%も都内の区・市を合わせた 49 自治体で最も低い※²自治体であり、高齢化が進行する中でも、元気に暮らしている方が多いまちです！前期の第2期基本計画においても、だれもが「健康」で「幸せ」を実感できる健幸都市の実現に向けて、健幸まちづくりに関する様々な取組を実践してきました。

本計画では、「健幸まちづくりのさらなる推進」を計画の基盤となる考え方として位置づけており、今後も健幸まちづくりの取組を一層進めていく予定です。そんな多摩市が誇る健幸まちづくりの取組の一例をご紹介します。

※1 東京保健所長会方式（要介護2）において男性第1位、女性第2位（出典：東京都福祉保健局（2017（平成29）年））。

要介護2とは、排泄、入浴、洗顔、つめ切り等に一部介助または全介助が必要な状態。

※2 出典：厚生労働省（2018（平成30）年12月末時点）

「多摩市健幸都市宣言」を制定

健幸まちづくりとして目指すべき姿（ゴール）を、多摩市に関わる者全員（市民、議会、行政、事業者等）で共有するために制定しました。



「健幸Spot」を開設

市民の皆さんの健康管理を応援するために、筋肉量・体重・血圧等の自分の体の状態や、健康に関する情報を知ることができる「健幸Spot」を、公共施設内だけでなく民間のショッピングセンター内にも設置しています。



「ライフウェルネス検定」を実施

老いや病と折り合いをつけながら、住み慣れたまちで自分らしくいきいきと暮らし続けられるポイントをまとめた、多摩市オリジナルのテキストを作成・販売し、テキストに掲載している情報の中から出題する多摩市独自の検定「ライフウェルネス検定」を開催しました。



ノルディックウォーキングの推進

ノルディックウォーキングは、足腰への負担が少なく、年齢性別を問わず長く続けやすいスポーツです。多摩市の公園や遊歩道を活用したノルディックウォーキングの普及・振興を図るため、コースマップの作成、指導者の養成、初心者体験教室などを行いました。



政策 B2 だれもが安心して暮らせる支え合うまちづくり

【地域福祉】

〈現状と課題〉

本市では、だれにでも安全で快適な地域生活環境のまちづくりを推進してきました。しかし、少子高齢化や核家族化、さらに高齢者単身世帯の増加もあり、家族間や隣近所とのつながりの希薄化など、支え合いの基盤が弱まっています。また、介護不安、虐待、生活困窮など、福祉に対する課題やニーズも多様化複雑化し、複合的な支援が必要となる対応が難しい事例が多くなってきました。

この様な中、我が国では毎年約2万人が自ら命を絶っているなど、先進国の中でもトップクラスの深刻な状況が続いており、「生きることの包括的な支援」としての様々な取組の推進・充実が求められています。また、高齢者や障がい者が安心して暮らし続けるための権利擁護の推進等も求められている社会課題です。

本市においては、2015（平成 27）年度から生活困窮者自立支援事業が実施され、その相談件数が年々増加しています。2018（平成 30）年に生活困窮者自立支援法が改正され、自立相談支援事業の利用勧奨の努力義務化、自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施や関係機関間の情報共有を行う会議体の設置等が位置づけられました。このため、複雑かつ多様化している生活困窮者の抱える課題に対応するため、就労、家計、住まい等様々な面から自立に向けた支援を早期かつ機関間で連携しながら包括的に提供できる支援体制の充実が必要となっています。

また、犯罪被害者等の多くは、住み慣れた地域で安心して生活を送るための十分な支援を早期に受けにくい状況にあります。犯罪被害者等への支援は社会全体の責任であるという認識が高まってきましたが、まだ十分理解されておらず、支援内容の充実とともに市民の理解を深めることが課題です。

一方で地域の支え合いの重要な担い手である自治会等の組織がない地域や、民生委員・児童委員の担い手不足などの課題があります。一人ひとりが地域福祉への関心を高めるとともに、地域における福祉の再構築が重要です。このような取組が、だれもが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるための横断的相談・支援体制(多摩市版地域包括ケアシステム)を構築・深化させていく上で重要な視点であり、「地域共生社会」の実現につながっていきます。

施策 B2-1

地域福祉及び権利擁護の推進

1 施策の目指す姿

地域の多様な福祉ニーズに応えるため、地域課題を市民自らが発見し、課題の解決に向けて、互いに力を出し合い、支え合っています。

2 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(令和 4)年度	2028(令和 10)年度
①地域福祉の推進についての市政に「満足」「やや満足」している市民の割合	18.5%	22.2%	26.6%
②地域活動や行事、またはボランティア活動に「現在参加している」「これまでに参加したことがある」と回答した市民の割合	71.1%	75.0%	80.0%
③民生委員・児童委員の欠員地区ゼロを目指し、地域からの候補者選考を経て東京都に推薦を行う人数	94 人	103 人	112 人
④多摩市内における自殺死亡率（人口 10 万人あたりの自殺者数）	18.9 人	14.2 人	11.3 人

【出典：①・②多摩市政世論調査 ③福祉総務課 ④警察庁自殺統計】



地域福祉推進委員会の活動紹介のパネル展示

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取組

(1) 地域福祉の推進

① 多摩市社会福祉協議会との連携と支援（視点3-③）

- 多摩市社会福祉協議会との連携・支援、地域福祉コーディネーター^{※1}の普及により、地域での市民による支え合いのしくみである地域福祉推進委員会の取組を推進します。

② 市民による地域福祉活動への支援と参加の促進（視点3-③）

- 地域福祉の担い手となる市民の発掘・育成・支援を行い、地域での実践につなげる機能を充実させるため、多摩ボランティア・市民活動支援センターの機能充実に向けた支援を行います。

③ 民生委員・児童委員活動の充実（視点3-③）

- 地域福祉の一つの核となっている民生委員・児童委員が欠員となっている地域の解消を図るとともに、担い手を確保するための方法について検討を進めます。

④ 自殺予防への取組（視点3-③）

- 誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指し、「生きることの包括的な支援」として、地域の見守り活動による危険要因の発見、地域の関係団体との情報共有、関係機関との連携など、地域におけるネットワークの強化を図ります。

(2) 権利擁護の推進

① 成年後見センター^{※2}及び権利擁護センター^{※3}の機能強化（視点3-③）

- 判断能力が十分でない高齢者や障がい者が安心して暮らし続けるために、「成年後見制度利用促進計画」を策定し、法人後見を担う組織を充実させるとともに、判断能力が低下した高齢者や障がい者のために、地域福祉権利擁護事業を推進します。

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 地域福祉への理解を深め、身近な人や近所の人々が悩んでいた、困っていたときには積極的に声掛けを行います。
- 多様な主体の協働・連携により課題を解決する「互助^{※4}の心」を育み、地域に広げます。
- 地域の話し合いの中で、自ら福祉的課題を見つけ、その解決に向けた取組を検討し、高齢者や児童の見守り、家事・子育て支援などの具体的な行動を実践します。
- 事業者は地域福祉に関する地域の取組に積極的に参加・協力します。

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市地域福祉計画
- ◆ 地域福祉活動計画（多摩市社会福祉協議会）

※1 地域福祉コーディネーター：児童から高齢者、障がい者など様々な相談対応や専門機関・サービスへつなぎ、居場所や見守りのしくみづくり等地域課題の解決に向けた取組を行う社会福祉協議会の職員

※2 成年後見センター：判断能力が十分でない方が福祉サービスの利用や日常生活を送る上で必要となる契約行為などに際し、本人を代理したり、援助して本人の権利や利益を擁護する役割を担う機関

※3 権利擁護センター：福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスを行い、成年後見制度など各種の総合相談等を行う機関

※4 互助：住民組織の活動などの自発的な相互な支え合いのことで、助け合いの基盤となるものの一つ

施策
B2-2

セーフティネットによる生活支援

1 施策の目指す姿

失業、犯罪、困窮など不慮の境遇となったときも、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、経済的・精神的両面で適切にサポートされています。

2 施策の成果指標・目標値

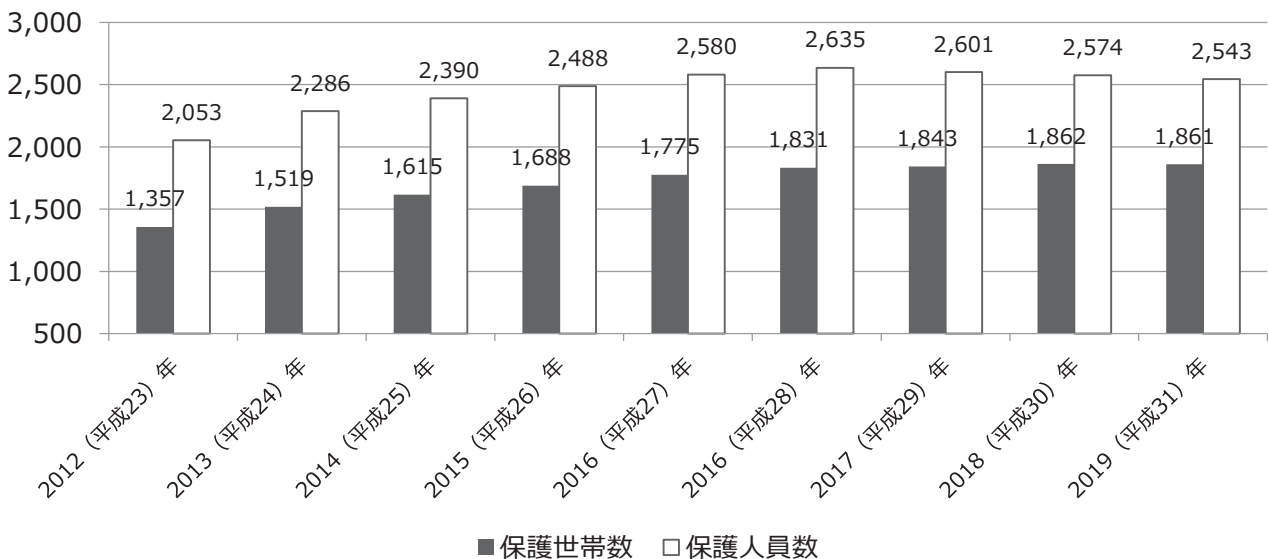
指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成29)年度	2022(令和4)年度	2028(令和10)年度
①生活困窮者自立支援制度の利用による就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合	46.0%	75.0%	75.0%
②生活保護世帯の子どもの大学等進学率	30.0%	全世帯の大学等進学率(全国)に近づく	全世帯の大学等進学率(全国)に近づく
③犯罪被害者等相談窓口を「知っている」「聞いたことがある」市民の割合 (2015(平成27)年度調査)	16.7%	18.0%	20.0%

【出典：①・②生活福祉課 ③多摩市政世論調査】

※②における全世帯の大学等進学率(全国)は、2017(平成29)年4月1日時点で73.0%となっている。

※全世帯の大学進学率(全国)：文部科学省「学校基本調査」を基に算出された進学率

(世帯・人) ▶生活保護世帯、人員の推移(各年3月31日時点)



出典：健康福祉部福祉総務課

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取組

(1) 生活困窮者の包括的な相談支援の充実

- ① **生活困窮者を自立相談支援機関に早期に繋げるしくみづくり**
 - 「きづく」と「つなぐ」多摩市版地域包括ケア^{※1}のしくみを活用し、関係者から生活困窮者を早期に自立相談支援機関につなげるためのネットワークを強化します。
- ② **「早期」・「予防」の視点に立った自立支援の強化（視点1-②）**
 - 生活保護受給者に対する就労支援の強化、就労準備支援事業の実施等により、労働部門と福祉部門との連携を強化し、多様な就労に結びつける支援を行います。
 - 生活保護受給者の生活習慣病の予防に取り組むとともに、ひきこもり状態にある方への早期支援を行います。
- ③ **貧困の連鎖を防ぐための支援の強化（視点2-②、視点2-③）**
 - 生活困窮世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るために、学習支援事業の強化を図り、特に生活保護世帯の子どもの大学等への進学の支援を強化するとともに、生活習慣をはじめとした環境の向上や親の養育支援についても取り組みます。

(2) 犯罪被害者等支援の推進

- ① **犯罪被害者等支援の強化**
 - 犯罪被害者やその家族が、住み慣れた地域で被害後の心身の状況にあわせた支援を受けられるよう、犯罪被害に対する市民理解を深めるための啓発や相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携、庁内での横断的な連携を強化します。

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- セーフティネット^{※2}の施策・制度について理解を深めます。
- 犯罪被害者等の現状や支援の必要性などの理解を深めます。
- 福祉事業者等は、経済困窮等の相談があった場合、速やかにセーフティネットの諸施策につなげます。
- 事業者は犯罪被害者等の現状を理解し、安心して働き続けやすい環境整備を進めます。

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市地域福祉計画

※1 **地域包括ケア（システム）**：要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム

※2 **セーフティネット**：市民が安心して暮らすことができるように、最低限度の生活を保障するしくみのこと

政策 B3 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

【高齢者福祉】

＜現状と課題＞

本市の2019（平成31）年1月1日現在の高齢化率は28.1%と市民の約4人に1人が65歳以上となっています。団塊の世代全員が75歳以上（後期高齢者）になる2025（令和7）年には、高齢化率は30%を超えるとともに、後期高齢者の割合も20%を超えることが予想されるなど、超高齢社会のさらなる進行が見込まれています。このような状況に対応するため、本市では、誰もが可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるように、地域包括ケアシステムの構築を進めています。

高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりを進めるには、一人暮らし高齢者や認知症の方を地域で支え、見守るネットワークの構築の取組が必要です。高齢者本人の選択を尊重し、家族はその選択をしっかりと受け止め、たとえ介護が必要な状態となっても本人の生活の質を尊重することが重要です。このため、自治会・管理組合・老人クラブや商店街の方々などによるコミュニティへの参加を促すとともに、支える側、支えられる側という画一的な関係だけでなく地域のあらゆる市民が役割を持ち、お互いに支え合いながら自分らしく活躍できる地域共生社会の構築が求められています。

また、地域で暮らす高齢者支援を推進するためには、「地域包括ケアシステム」の中心的役割を担う、地域包括支援センターの組織・機能の強化とともに、ボランティアやNPO、民間企業など多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが求められています。安心して最期を迎えるための医療と介護サービスの連携や、人生の最終段階における選択とプロセスの検討も重要であり、課題でもあります。

一方、介護予防や生きがいづくりなど高齢者が自ら取り組めるような施策として、介護予防リーダーや介護予防ボランティアポイント制度等を活用した市民主体の介護予防の取組を拡充していくことが必要です。また、老人クラブ活動の支援や老人福祉センター事業の充実、生きがいづくりの支援などのほか、シルバー人材センターなど高齢者の就労を通じた地域貢献や生きがいづくりが重要です。

介護保険制度については、3年ごとに改定する多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中で、在宅サービスや施設サービスなどの介護サービス基盤をバランスよく整備し、高齢者の状態に応じて必要とされるサービスが切れ目なく提供できるよう、介護保険料とのバランスを精査しながら、適切なサービスを検討しています。

**施策
B3-1**
地域生活における高齢者支援
1 施策の目指す姿

超高齢社会においても、自助・互助^{※1}の理念により地域で高齢者が生き生きと暮らしていくため、様々な担い手と連携して支援しています。

2 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(令和 4)年度	2028(令和 10)年度
①地域包括支援センターの周知度	40.5%	59.0%	60.0%
②認知症サポーター養成講座受講者数	11,870 人	13,000 人	15,000 人

【出典：①多摩市政世論調査 ②高齢支援課】



地域ケア会議の様子

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取組
(1) 地域包括ケアシステム^{※2}の深化・推進と高齢者の生活を支えるサービスの充実
① 地域包括支援センター^{※3}の組織及び機能の強化（視点3-③）

- 団塊の世代全員が75歳以上（後期高齢者）となる2025（令和7）年に向けて、地域包括ケアシステムの中心的な役割を担う地域包括支援センターの相談機能を強化し、総合的なケアマネジメントの推進を図ります。
- 地域ケア会議^{※4}を活用し、高齢者が抱える個別の課題から地域全体の課題の解決につながるしくみや取組を各分野の関係機関と連携しながら検討します。

② 認知症対策の推進

- 認知症に対する理解の促進と認知症高齢者を緩やかに見守る地域づくりを進めるとともに、家族会など介護する家族への支援の充実を図ります。

③ 高齢者が暮らしやすい地域づくり（視点1-④）

- 老人クラブ、自治会・管理組合などの市民組織を支援し、地域のでサロン・ラウンジ活動^{※5}を展開するなど、多様な交流・活動を通じて、増加傾向にある一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症高齢者を緩やかに見守る地域づくりを進めます。
- 生活支援コーディネーター^{※6}を中心としながら「まるっと協議体^{※7}」等で、地域における課題の検討、支え合いや生活支援サービス、人材育成等について情報共有や連携を行うことで、高齢者が暮らしやすい地域づくりを進めます。

④ 在宅医療・介護連携の推進

- 高齢者やその家族が自宅での在宅療養を選択できるように、在宅医療・介護連携推進協議会を通じて、在宅医療と介護の連携を推進します。

(2) 介護保険制度の健全な運営

① 制度の適正な運営とサービスの提供

- 多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者の介護を社会全体で支えるしくみ、介護保険制度の適正な運営に取り組みます。
- 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護保険サービスの実現を目指し、介護人材対策、介護給付適正化などを推進します。

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 様々な活動に積極的に参加し、世代間交流を図ります。
- 認知症サポーター^{※8}養成講座を受講します。
- 地域の自治会や管理組合が中心となって、見守り・支え合いについて話し合います。
- 市民や事業者は、認知症高齢者を日ごろから見守り、地域で暮らしていけるよう支援します。
- 介護が必要となっても「自分でできることは自分でやってみる。」など自立に向けた生活に取り組みます。
- 介護サービス事業者は、利用者の自立に向けた介護保険サービスを提供します。

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

※1 互助：住民組織の活動などの自発的な相互な支え合いのことで、助け合いの基盤となるものの一つ

※2 地域包括ケアシステム：要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム

※3 地域包括支援センター：高齢者が地域で生活していくために、地域において総合的なマネジメントを担い、支援をしていく中核機関。介護の悩み、介護予防、保健福祉サービスについてなど、医療・福祉の専門スタッフが相談を行っている。

※4 地域ケア会議：地域包括ケアシステムの実現に向けたいと一つの手法であり、高齢者の抱える問題、地域で不足しているサービスなど、地域の課題を把握し、行政や各分野の関係機関が共に改善策を考える会議体

※5 サロン・ラウンジ活動：多摩市社会福祉協議会の行う取組の一つ。だれもが楽しく気軽に参加できる地域の活動の場

※6 生活支援コーディネーター：高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者

※7 まるっと協議体：社会福祉法人・NPO・民間企業・自治連合会・民生委員・老人クラブ等の代表から構成され、地域の課題、支え合い、生活支援サービスなどについて検討している。

※8 認知症サポーター：認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かい目で見守る人のこと。認知症になっても安心して暮らせるまちをつくるため、その担い手になっていただける方を養成する。

施策 B3-2

介護予防・フレイル（虚弱）予防、生きがい対策の推進

1 施策の目指す姿

自分らしく豊かに暮らすために、様々な介護予防・フレイル（虚弱）※1 予防、生きがい対策に取り組むことにより、高齢者が安心して地域で暮らし続けています。

2 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(令和 4)年度	2028(令和 10)年度
①介護予防に資する住民運営の通いの場（概ね週1回以上定例開催）団体数	61 団体	100 団体	120 団体
②60歳以上の市民に占めるシルバー人材センター登録会員の割合	1.8% (会員 874 名/60 歳以上人口 49,739 名)	60 歳以上人口の 2.3%	60 歳以上人口の 2.3%

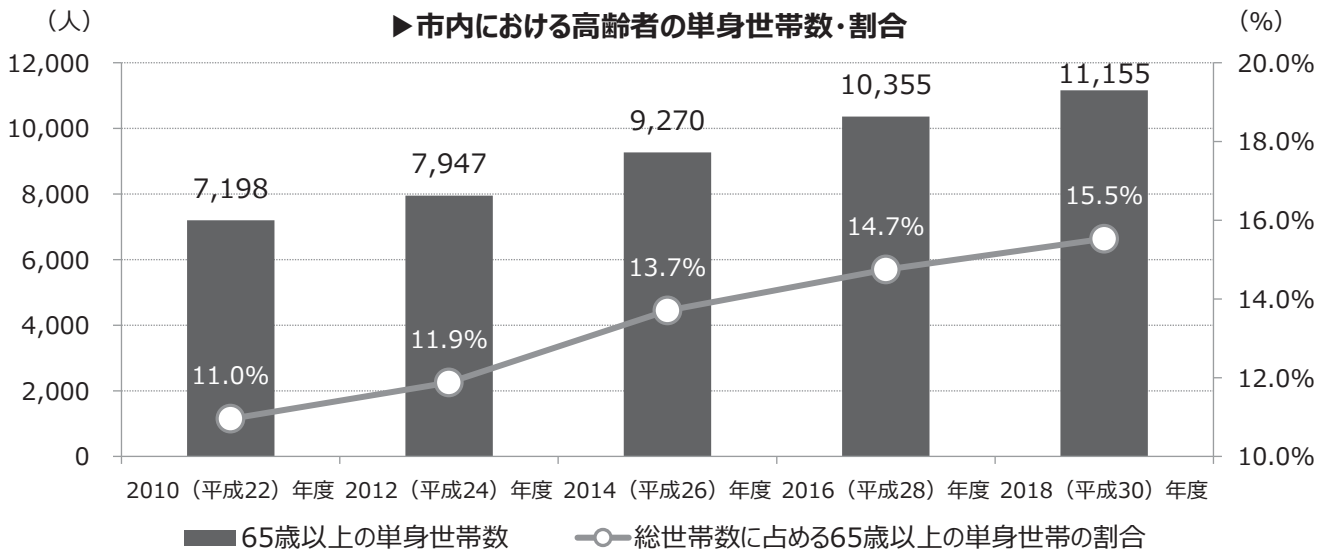
【出典：①介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）の実施状況に関する調査 ②高齢支援課】



地域介護予防教室



介護予防リーダーの皆さん



出典：健康福祉部高齢支援課、住民基本台帳

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取組

(1) フレイル（虚弱）予防の充実

① TAMA フレイル予防プロジェクトの定着（視点1-②、視点1-③）

- 老化のサインに気づき、介護が必要な状態になることを早期に予防する「フレイル（虚弱）予防」の取組を、地域の住民、大学、地域包括支援センター^{※2}などとの連携のもとで、さらに充実させます。

② 介護予防事業の充実（視点1-②、視点1-③）

- 要介護状態に進行する前に、介護予防が必要な高齢者の早期把握に努め、介護予防事業を展開します。

③ 介護予防活動による地域づくりの推進（視点1-②、視点1-③）

- 介護予防リーダー^{※3}養成や、介護ボランティアポイント制度^{※4}を活用し、社会参加・社会貢献をしながら、市民が主体的に介護予防に取り組む地域づくりを進めます。

(2) 高齢者の生きがいづくりの推進

① 高齢者の就労支援の推進（視点1-④、視点3-③）

- 元気な高齢者が豊富な経験や能力を活かしながら、就労を通じて、地域で活躍できるよう、シルバー人材センターへの支援などを行います。

② 社会参加・交流の促進（視点1-④）

- 時代のニーズにあわせて、老人福祉センターなどの高齢者施設のほか、公民館、コミュニティ施設などで行われる各種講座の充実を図り、学習する機会の提供とあわせて、多様な交流を促進します。

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- フレイル（虚弱）予防のために、自分にあった地域活動に積極的に参加します。
- 要介護状態に進行しないよう、介護予防事業に積極的に参加します。
- 知識や経験を活かし、地域の担い手として活動します。

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

※1 **フレイル（虚弱）**：加齢により心身が弱ってきた状態。初期の段階ならば筋力トレーニングなどにより、一定の機能回復が可能とされている。

※2 **地域包括支援センター**：高齢者が地域で生活していくために、地域において総合的なマネジメントを担い、支援をしていく中核機関。介護の悩み、介護予防、保健福祉サービスについてなど、医療・福祉の専門スタッフが相談を行っている。

※3 **介護予防リーダー**：自主グループ活動などを通じ、介護予防活動を主体的に行うボランティア

※4 **介護ボランティアポイント制度（にやんともTAMAるボランティアポイント）**：高齢者のボランティア活動実績を「ポイント」として評価することで、介護予防を促進し、元気な高齢者が地域で貢献できるような取組をすすめることを目的としている。

みんなが明るく、安心して、いきいきと暮らしているまち

政策 B4 障がい者が安心して暮らせるまちづくり

【障がい者福祉】

〈現状と課題〉

本市では「多摩市障がい者基本計画」、「多摩市障害福祉計画」に基づき、障がいのある人もない人も共に暮らしやすいまちを目指し、総合的な取組を行ってきましたが、今後も国の障害福祉施策の動向に注視し、その対応等を図る必要があります。

また、2014（平成 26）年 1 月に国連の「障害者の権利に関する条約」の締結や、2016（平成 28）年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されましたが、その主旨が十分に理解されていません。地域共生社会の実現のためにも、障がいのある方への差別の解消の取組をさらに進めることが求められています。

発達障害やその疑いのある児童の早期発見・早期支援の体制のさらなる整備充実を図るため、2016（平成 28）年度には、発達支援室と教育センターの常勤職員を兼務とし、今まで以上に福祉と教育が連携できる体制を構築しました。発達支援の必要な児（者）は、現在も増加し続けており、発達障害に関する理解促進、相談支援体制の充実、障がい児の活動の場の確保など、今後も関係機関と協力し、より一層の体制整備が必要です。

障がい者の就労に関しては、障がい者の法定雇用率が引き上げられたことに伴い、障がい者の雇用機会は拡大してきたものの、離職率は高いという課題があります。企業就労に向けた支援として、市役所における障がい者のチャレンジ雇用事業や障がい者就労支援センターによる、就労面と生活面を一体的に支援する、就労及び職場定着支援が、引き続き重要となっています。

障がい者に対するサービス体制は充実してきましたが、福祉事業者に対する処遇は十分とは言えず、ヘルパーや施設職員などのサービスの担い手がなかなか拡大しない現状があります。資格の取得やスキルの向上には、時間・経費がかかることや、社会的な地位とそれに見合った処遇の確立といった、社会全体で捉えなければならない課題があります。

また、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」の対応、医療依存度の高い障がい児・者に対する支援体制の構築が課題となっています。障がい者支援の制度の狭間に対する支援体制の整備も引き続き求められており、国における法・制度改革に併せて体制を整備する必要があります。

施策
B4-1

地域生活における障がい者（児）支援

1 施策の目指す姿

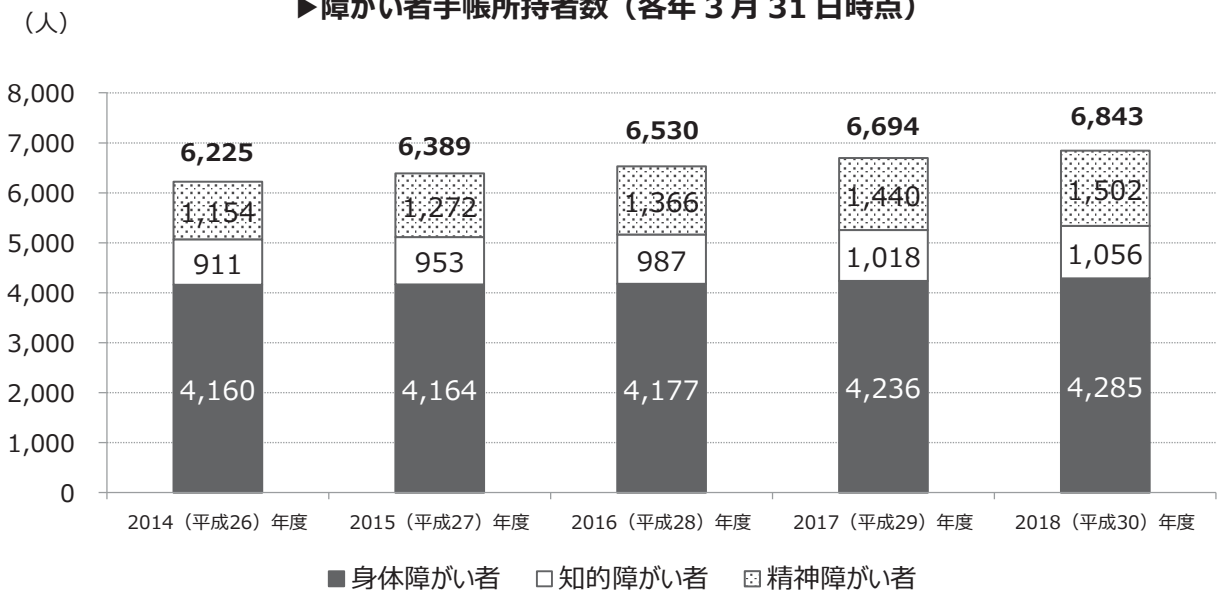
障がいのある方が安心して地域で自立した生活を送るために、障害の個々の状況に応じた適切な相談やサービスの提供が行われています。

2 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(令和 4)年度	2028(令和 10)年度
①障がいのある方が現在の住まいにこれからも「住み続ける」「将来市内で転居する」と回答している割合	68.5%	72.9% (2020(令和 2)年度調査より)	81.7% (2026(令和 8)年度調査より)
②発達支援室を知っている人の割合	未就学児 42.3% 就学児 74.3% (2018(平成 30)年度調査より)	未就学児 50.0% 就学児 77.0%	未就学児 60.0% 就学児 80.0%
③障がい者就労支援事業の登録者で就労支援により就労できた方で、1年以上雇用継続されている割合	67.4%	68.9%	71.9%

【出典：①多摩市障がい者生活実態調査 ②多摩市子ども・子育てに関するニーズ調査 ③障害福祉課】

▶障がい者手帳所持者数（各年 3 月 31 日時点）



出典：健康福祉部障害福祉課

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取組

(1) 相談支援体制の充実

① 相談支援の充実（視点3-⑤）

- ニーズの多様化、障害の重度化・高齢化にも対応できるように、相談支援を充実します。

② 支援人材の育成（視点3-⑤）

- 行政と関係機関・事業者が協力し、ライフステージ^{※1}に応じて必要な支援が行うことができるよう、情報を共有する場をつくり、研修を通じた人材の育成を進めます。

(2) サービス体制、活動の場の充実

① サービス体制の充実（視点3-⑤）

- 障がい者が地域で安心して暮らすことができるよう、障害の重度化・高齢化にも対応したサービス体制を充実します。

② 多様なニーズに対応した活動の場の確保・拡大（視点3-⑤）

- 多様なニーズに対応できるよう、障がい児の放課後活動の場、障がい者の日中活動の場、親亡き後の生活の場の確保・拡大に向け、国や東京都、事業者等の関係機関と協力した取組を行います。

(3) 障がい者（児）への支援の充実

① 就労への支援（視点3-⑤）

- 就労による社会参画や生きがいづくりなど、福祉施設から一般就労への移行支援もあわせて、障がい者の暮らしの基盤となる就労支援を充実します。

② 制度の狭間にある障害への対応（視点3-⑤）

- 国の制度改革の方針を見据えながら、これまでの制度では支援が行き届いていなかった障害への対応を図ります。

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 関係団体や事業者は、行政と協力し、ライフステージごとに必要な支援が行える人材の育成、サービス体制の充実に取り組みます。
- 関係団体や事業者は、今まで支援が行き届いていなかった障害への対応が図れるよう、相談や支援の現場体制の整備を進めます。

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市障がい者基本計画
- ◆ 多摩市障害福祉計画・多摩市障がい児福祉計画

※1 ライフステージ：人間の一生における生活段階のこと。個人では、幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などに分けられる。

施策 B4-2

障がい者（児）の暮らしやすい環境づくり

1 施策の目指す姿

障がいのある人もない人も、共に生きる地域社会づくりのために、障がい者への正しい理解促進と住民相互の支援体制の充実を目指すとともに、障がい者の生涯を通じ必要な支援が、関係機関との連携により行われています。

2 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 2017(平成 29)年度	目標値 2022(令和 4)年度	目標値 2028(令和 10)年度
①障がいのある方やその家族が日常生活の中で障がい者への差別や偏見、人権侵害等を「ほとんど感じない」「全く感じない」という割合	57.1%	60.1% (2020(令和 2)年度調査より)	66.1% (2026(令和 8)年度調査より)
②障がい者が災害時や非常時に手助けをしてくれる人を親類以外で頼んでいる割合	3.3%	4.1% (2020(令和 2)年度調査より)	5.7% (2026(令和 8)年度調査より)

【出典：①・②多摩市障がい者生活実態調査】



障がい者ふれあいスポーツ大会



障がい者美術作品展

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取組

(1) 保健・医療・教育・雇用等の関係機関との連携強化

① 関係機関との連携・協議等を通じた障がい者支援の推進（視点3-⑤）

- ライフステージ^{※1}に応じた必要な支援を行うために、行政と医療・教育・雇用関係機関が必要な情報を共有し、連携を強化する体制を充実します。
- 医療的ケア児に対する支援体制の構築、精神障がい者にも対応した「多摩市版地域包括ケアシステム^{※2}」の構築、相談や緊急時の受入等の機能を備えた地域生活支援拠点の整備など、新たに対応が求められている分野について、関係機関と連携し、必要な体制を整備します。

(2) 障害への理解・差別解消の促進

① 障害への理解促進（視点3-⑤）

- 「障がい者理解・差別解消のための講演会・出前講座」「ハンドブック配布」「ひとときの和^{※3}」「障がい者美術作品展・スポーツ大会」等を引き続き行うことで、障害に対する理解と合理的配慮の必要性などを広く発信し、障害に対する理解促進を図ります。

② (仮称)障がい者差別解消条例の制定（視点3-⑤）

- 検討委員会やワークショップ等の開催により、当事者、市民、民間事業者等から広く意見を伺い、障害理解の促進を図りながら、(仮称)障がい者差別解消条例の制定を行います。

(3) 地域における相互支援体制の構築

① 日常の見守り・支援体制づくり（視点3-③）

- 災害時の支援にも繋がられるよう、行政だけでなく、事業者や市民のボランティア、近隣住民による障がい者に対する日常の見守り・支援の体制づくりを進めます。

② 地域における相互支援体制の構築（視点3-③）

- 障がい者が周囲の市民の協力を求めやすくなる「多摩市ヘルプカード^{※4}」の普及・啓発を進めます。

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 障害を理由に差別されることのない社会をつくるため、障害に対する正しい理解に努めます。
- 関係団体は、行政と必要な情報を共有し、連携の強化に努めます。
- 事業者は、行政と連携し、障がい者を互いに支え合うしくみの構築や法令順守に向けた取組への主体的な参加に努めます。

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市障がい者基本計画
- ◆ 多摩市障害福祉計画・多摩市障がい児福祉計画

※1 **ライフステージ**：人間の一生における生活段階のこと。個人では、幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などに分けられる。

※2 **地域包括ケアシステム**：要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム

※3 **ひとときの和**：障がい者と子どもたち、保護者、教職員が体験交流を図り、障がい者の理解を深め、福祉に対する心を育て、共に取り合って生きていく理念のもと、市が実施する事業

※4 **多摩市ヘルプカード**：「障がいのある、手助けを必要とする人」と「手助けをする人」をつなぐカード。障がいや疾病のある人が普段から身につけておき、いざというときに、自分の情報や手助けをしてもらいたいことを周囲の人に伝えるために使う。

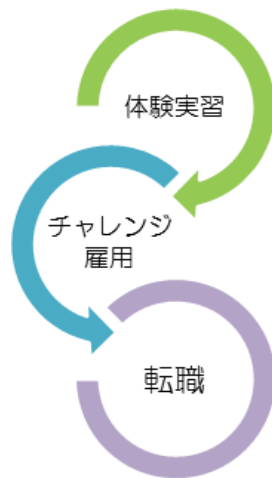
コラム 多摩市チャレンジ雇用「ハートフルオフィス」事業を実施しています！

多摩市では2014（平成26）年度から、障がい者雇用・就労をさらに推進するため、チャレンジ雇用「ハートフルオフィス」事業を実施しています。チャレンジ雇用職員が、多摩市役所で非常勤一般職として雇用され、各課から依頼された業務を経験することでスキルアップし、一般企業への就労の実現を目指します。

※チャレンジ雇用とは、国の各省庁や各自治体において、障がい者を短期雇用し、業務の経験を踏まえて一般企業への就職の実現を図るもので、国が推進しているものです。

■多摩市チャレンジ雇用の特徴

1. 継続した事業実施により、チャレンジ雇用職員が各課で仕事するためには、依頼する仕事や指示の出し方等に配慮が必要であることについて、市役所庁内での理解が浸透しています。
2. アセスメント（現状把握と課題分析）とジョブマッチング（障害特性にあった就労）を念頭に、就労支援機関を活用した事業となっています。
3. 就職経験がない方、前職からブランクがある方、自信を喪失している方、就職に向けてどの仕事に向いているか知りたい方等が就労に向けて次のステップアップに向けた柔軟な移行システムとなっています。



年4回ほど実施。アセスメントと体験の場の提供。

1年更新で原則3年間。ジョブコーチの支援を受けながら、市役所各課から依頼のあったデータ入力、資料作成、文書発送業務、書類整理等の業務を実施。

雇用契約中、本人の希望時期の転職活動が可能。採用を希望する企業の見学も可能としている。※ハローワークとの連携を図る。



チャレンジ雇用で業務をしている様子

みんなが明るく、安心して、いきいきと暮らしているまち